第十八条の三十九		
法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令の第四十五条の三第八項により読み替えて適用する場合を含む。）	厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事
第十八条の四十		
法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令の第四十五条の三第八項により読み替えて適用する場合を含む。）	厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事
法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令の第四十五条の三第八項により読み替えて適用する場合を含む。）	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第十八条の四十七第一項		
法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令の第四十五条の三第八項により読み替えて適用する場合を含む。）	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

を

一		
二	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
三の四		

に改める。

第二十五条の二十一		
第二十五条の二十二	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第二十五条の二十三の二第一項	区分	指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長
第二十五条の二十三の三		
法第二十一条二十六第四項	厚生労働大臣	指定都市の市長、児童相談所設置市の市長又は区分（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令の第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
第二十五条の二十三の四		
法第二十一条二十六第四項	厚生労働大臣	指定都市の市長、児童相談所設置市の市長又は区分（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令の第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
都道府県知事		

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条の二の二関係）

区分	科目等	時間数	
		施設	講習会
必修科目	社会福祉概論	三〇	六二
	社会保障論	三〇	六〇
	公的扶助論	三〇	六〇
	高齢者福祉論	一五	三〇
	介護概論	一五	三〇
	障害児・者福祉論	三〇	六〇
	児童・家庭福祉論	六〇	一二五
	養護原理	三〇	六二
	地域福祉論	三〇	六〇